

令和 2 年度

第 1 回 赤穂市都市計画審議会議事録

日 時 令和2年6月5日（金）

令和2年度第1回 赤穂市都市計画審議会議事録

1. 日 時
令和2年6月5日(金)
午前10時00分～午前10時40分
2. 場 所
赤穂市役所6階 大会議室
3. 出席者
〔委員〕
(学識経験者) 谷山 甫 児嶋 佳文 目木 敏彦
目木 敏明 萬代 由希子 萬代 新一郎
(市議会議員) 家入 時治 汐江 史朗 釣 昭彦
前川 弘文 小林 篤二
(公募市民) 奥道 一二美 花房 次代
(関係行政機関) 兵庫県西播磨県民局
光都土木事務所 所長 八木下 徹
赤穂警察署 交通課長 橋本 宏治
〔事務局〕
建設部長 小川 尚生
都市計画推進担当部
長兼都市計画課長 澗口 彰利
建築係長 長棟 由樹
計画係長 長尾 一史
技術員 中井 陽兵
下水道課 施設係長 大崎 徹
4. 審議会成立宣言
5. 審議事項
第1号議案 会長の互選について
第2号議案 会長職務代理者の指名について
6. 報告事項
報告第1号 都市計画決定〔変更〕の予定案件について
報告第2号 都市計画の概要について
7. その他
8. 閉会

事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今より、令和2年度 第1回赤穂市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>本日の案件は、審議事項としまして、会長の互選と会長職務代理者の指名の2件でございます。</p> <p>また、報告事項としまして、都市計画決定（変更）の予定案件についてと都市計画の概要についての2件を予定しております。本日の審議会は委員改選のため、会長が決まるまでの間、事務局の方で進行させていただきます。</p> <p>まず、本審議会は赤穂市都市計画審議会議事運営規則第7条により原則公開となっておりますが、本日の傍聴希望者はございません。</p> <p>本日は委員改選後の初めての審議会となりますので、開会にあたり、市長よりご挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>(市長あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、この度、選出されました委員の皆様をご紹介しますのでご了承をお願いします。</p> <p>(委員紹介)</p> <p>以上の 15 名の方々に今年度お世話になります。どうぞよろしく願いいたします。次に、事務局の職員を紹介させていただきます。</p> <p>(事務局紹介)</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>なお、市長は所用のためここで退席させていただきます。</p> <p>【市長退席】</p> <p>それでは続きまして次第 4. 審議会の成立についてご報告いたします。</p> <p>委員 15 名のうち、全員出席でございますので、赤穂市都市審議会条例第 7 条第 2 項の規定により本審議会は成立いたしました。</p> <p>次に、次第 5. 審議事項についてご説明申し上げます。議案書の 1 ページをお願いいたします。</p> <p>第 1 号議案 会長の互選についてです。赤穂市都市計画審議会条例第 6 条第 1 項及び赤穂市都市計画審議会議事運営規則第 4 条により会長は学識経験者のうちから委員の互選により選ぶとなっておりますがどのようにいたしましょうか。</p>
委員	<p>都市計画について豊富な知識と経験をお持ちの一委員が適任かと思いますので、一委員にお願いしてはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>一委員よりご発言がございましたように、一委員に会長をお願いするこ</p>

<p>会長</p>	<p>とでいかがでしょうか。</p> <p>【異議なしの声】</p> <p>異議が無いようですので、会長は一委員と決まりました。 それでは、赤穂市都市計画審議会議事運営規則第 5 条によりまして、議事の進行を一会长よろしくお願ひいたします。</p> <p>(会長あいさつ)</p> <p>それでは、議案の 2 ページをお願いします。第 2 号議案、会長職務代理者の指名についてであります。</p> <p>会長職務代理は、赤穂市都市計画審議会条例第 6 条第 3 項により、会長が指名することとなっておりますので、会長職務代理者には、一委員を指名させていただきたいと思ひます。皆様方のご賛同をお願ひいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>【異議なしの声】</p> <p>ありがとうございます。会長職務代理者は一委員でよろしくお願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に、議事録署名委員の指名についてですが、赤穂市都市計画審議会議事運営規則第 8 条第 2 項により、会長が指名するとなっておりますので、本日の議事録署名委員として、一委員、一委員にお願ひします。</p> <p>それでは、次第 6. 報告事項に入ります。報告第 1 号 都市計画決定（変更）の予定案件について事務局は説明をお願いします。</p> <p>それでは報告第 1 号 都市計画決定（変更）の予定案件についてご説明いたします。議案書の 3 ページをお願いします。</p> <p>今年度の都市計画変更の予定案件は、市決定の都市計画道路塩屋野中線の変更と県決定の兵庫県都市計画区域マスタープラン等の見直しの計 2 件を予定しております。</p> <p>まず、都市計画道路塩屋野中線についてです。都市計画道路塩屋野中線は宮前町から南野中を結ぶ延長 2,750m の都市計画道路であり、このうち未改良区間の延長 610m について、都市計画変更を予定しております。議案書 4 ページの位置図をお願いします。図面中央の旗揚げしている赤色実線箇所が変更予定区間です。</p> <p>この区間は都市計画において JR 赤穂線との交差方式をアンダー方式で計画決定され、野中・砂子地区土地区画整備事業により事業化されておりますが、事業の長期化や整備費用、ランニングコストを加味し、交差方式を平面交差とする変更を予定しております。</p> <p>変更を所管する区画整理課からは鉄道事業者である JR、公安委員会、土地区画整理組合等、関係機関との調整を図り、変更手続きを進めたいと伺</p>

	<p>っております。</p> <p>次に 3 ページに戻っていただきまして、兵庫県都市計画区域マスタープラン等の見直しについてです。</p> <p>兵庫県都市計画区域マスタープランは、都市の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての都市計画の基本的な方向性を示すものでありまして、兵庫県が概ね 5 年ごとの見直しを行っております。</p> <p>現在、県において変更案を作成中でありまして、本年の 7 月に変更案の閲覧や説明会が予定されています。詳細については、県、市の公報等で案内する予定となっております。</p> <p>その後は、今年度中に変更案の縦覧等の手続きを予定しており、その後には県からの意見照会があるかと思っております。その回答にあたり、本審議会でご審議いただく予定であります。以上で報告 1 号の説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいまの説明についてご質問、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>平面交差という大きな課題がある塩屋野中線ですが、区画整理との兼ね合いがあると思います。JR、公安委員会、区画整理組合等と調整して進めるとありましたが、現時点での合意形成はどこまで進んでいますか。</p> <p>また、都市計画変更道路の起点である下長田橋について、区画整理事業の中で行うのですか。</p>
事務局	<p>一点目、合意形成について、関係機関との調整ですが、JR とは概ね協議が整いつつあると伺っています。協議の結果を踏まえ公安委員会、土地区画整理組合との調整を進め、調整後、審議会で協議させていただく予定であります。</p> <p>二点目、下長田橋の改修については、下長田橋も土地区画整理事業に含んで事業化されており、区画整理事業で都市計画道路として整備を進めていく予定であります。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>ほかにご意見、ご質問はございますか。</p> <p>無いようですので、続いて報告第 2 号 都市計画の概要について事務局は説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは報告第 2 号 都市計画の概要についてご説明いたします。別添の都市計画の概要（要約版）をお願いします。</p> <p>この都市計画の概要は、赤穂市の都市計画の状況について、その概要をまとめたものでありまして、順にご説明させていただきます。1 ページをお願いします。</p> <p>I. 都市計画とは</p> <p>都市計画とは都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、</p>

都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であります。

II. 都市計画のしくみ

1. 都市計画区域の指定

赤穂市は、行政区域の全域 12,685ha が都市計画区域に指定されており、相生市の全域と上郡町の一部区域を含めた 2 市 1 町で西播都市計画区域として広域的都市計画決定されています。

次に 2. 都市計画の内容、(1)市街化区域及び市街化調整区域につきましては、赤穂市南部地域及び北部有年駅周辺の 1,418ha を計画的に市街化を図る区域として市街化区域に、それ以外の 11,267ha を市街化を抑制すべき区域として市街化調整区域に区分しています。

次に(2)地域地区についてであります。2 ページをお願いします。まず、①の用途地域は、市街化区域内 1,418ha において、第一種低層住居専用地域から工業専用地域までの 11 種類を指定しています。

次に②の風致地区は、都市における自然美の維持及び環境を保全するため、赤穂城跡風致地区から船岡園風致地区までの 6 地区を指定しています。

次に③の臨港地区は、港湾を管理運営するための地区として赤穂臨港地区 3.3ha を指定しています。

次に 3 ページをお願いします。

(3) 都市施設です。

まず、①の道路の整備状況につきましては、路線数の合計 30 路線、総延長 49.06 km を計画決定しており、このうち改良済み延長は昨年度の国道 250 号坂越道路の整備完了により、1.04 km 増加し、35.11 km となっております。

次に②の公園・緑地・墓園・広場についてであります。

まず、(イ)公園・緑地・墓園の整備状況につきましては、街区公園からその他公園まで 401.61ha を計画決定しており、このうち開設面積は昨年度、近隣公園の野中・砂子公園の整備完了により、2.0ha 増加し、193.67ha となっております。

続いて 4 ページをお願いします。

(ロ)の広場の整備状況につきましては、播州赤穂駅南側から有年駅北側まで 1.71ha の計画面積のうちから 1.18ha が供用済となっております。

次に③のごみ焼却場・ごみ処理場・下水道であります。

(ハ)のごみ焼却場、ごみ処理場につきましては、赤穂市美化センターとして 2.5ha を計画決定し供用しております。

(ニ)の下水道につきましては、概要をまとめておりますので、後ほどご説明いたします。

次に④の火葬場につきましては、赤穂市斎場として 1.45ha を計画決定し供用しております。

次に 5 ページをお願いします。(4)市街地開発事業であります。市街地開発事業のうち市街地の面的な整備開発を行う土地区画整理事業については、昭和 27 年に都市計画決定された、加里屋の第一地区をはじめ、13 地区 470.2ha が都市計画決定されております。このうち、10 地区は既に換地処分され事業は完了しております。現在は有年地区、野中・砂子地区、浜

	<p>市地区の3地区が施行中であります。</p> <p>6ページをお願いします。(5)の地区計画等であります。</p> <p>地区の特性にふさわしい良好な環境の市街地を形成するために、土地利用を計画的に誘導していく地区レベルでの計画であります。土地区画整理事業等を施行中の有年駅周辺及び野中・浜市地区、そして尾崎地区の一部において地区計画を決定しております。</p> <p>次に(6)の防災街区整備方針につきましては、密集市街地における良好な住宅市街地に向けて整備を推進するため、尾崎地区及び塩屋地区において防災再開発促進地区を指定しております。</p> <p>7ページをお願いします。赤穂市公共下水道の計画概要になります。</p> <p>1. 基本計画、赤穂処理区から、次の8ページの6.小島処理区までの各処理区ごとに、基本計画を定め整備を進めています。</p> <p>8. 総事業費につきましては、総事業費 706 億円に対し、令和元年度末時点投資額は坂越、御崎地区ポンプ場及び有年、坂越地区土地区画整理事業地内の管渠整備等により、昨年度より 5 億円増の 648 億円となっております。</p> <p>9ページをお願いします。9. 下水道普及状況であります。</p> <p>表のとおり、地区別に令和2年3月末時点の下水道普及状況をまとめております。</p> <p>まず、整備面積は全地区合計で 1,597.3ha となっており、主に有年地区及び坂越地区で施行中の土地区画整理事業の進捗により昨年度から 3.6ha 増加しています。</p> <p>また、生活排水処理区域内人口に対する水洗化人口の割合であります。水洗化率は、全体で 98.4% となっております。</p> <p>行政人口に対する下水道普及率は、99.6% となっており、昨年度から変更ございません。報告第2号の説明は以上でございます。</p>
会長	<p>ただいまの説明についてご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>無いようですので、次第の7.その他に入りたいと思います。事務局は何かありましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
会長	<p>委員の方は何かございませんか。</p>
委員	<p>赤穂市都市計画審議会議事運営規則について、令和2年4月1日付で改正されていますが、どこが改正されたのですか。</p>
事務局	<p>組織機構改革に伴い、赤穂市都市計画審議会議事運営規則第9条中、都市整備課を都市計画課に変更しております。</p>
会長	<p>ほかに無いようでしたら、これで本日の都市計画審議会議事事項は全て終了をいたしました。これをもちまして本日の審議会を閉じたいと思います。ありがとうございました。</p>